# 令和８年度　牧之原市不妊治療医療費助成のご案内

**～令和８年４月１日以降の治療終了分より、助成額が全額に拡充されます～**

市では、不妊治療費の保険適用後も、一般不妊治療費と生殖補助医療費を一括して独自に助成をしています。
また、保険診療を併用できる先進医療費や保険適用回数を超える不妊治療費についても助成をします。

## 対象者（以下のすべてに該当する方）

（１）不妊治療を受けた夫婦で、不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
（２）妻の治療開始年齢が 43 歳未満の夫婦
（３）市民税等を滞納していない夫婦
（４）法律上婚姻している夫婦（事実婚関係になるものも対象とする）
（５）申請日時点で、夫または妻、もしくは両者の住所が牧之原市にある夫婦

## 助成の対象となる不妊治療

・一般不妊治療：タイミング法、人工授精
・生殖補助医療：体外受精、顕微授精、男性不妊の手術
※保険診療を併用できる先進医療費を含みます。
※第３者の精子・卵子等を用いた不妊治療や保険診療をしていない医療機関での治療は対象外です。

## 助成の内容

医療機関の窓口で一旦医療費を支払い、後日申請する償還払いになります。

**■助成額**

不妊治療費自己負担額※から高額療養費・付加給付額・他法公費負担額を除いた額

**令和８年３月 31 日以前の治療：２分の１**
**令和８年４月１日以降の治療：全額助成**

※自己負担額とは、保険適用３割負担分・保険適用の回数制限を超えた 10 割負担分・先進医療 10 割負担分のこと

**■助成限度額**

１年度夫婦１組あたり **100 万円**
（令和８年度より、30 万円から 100 万円へ拡充となりました）

**■助成年度・回数**

制限なし

## 申請に必要なもの

①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
②一般不妊治療受診等証明書　または
　生殖補助医療受診等証明書
③同意書
④不妊治療に係る医療費の領収書原本
⑤振込先の通帳等
⑥加入医療保険の資格が確認できるもの
⑦県の助成金交付決定通知書
※保険適用の生殖補助医療と併用して実施の先進医療を受けた場合は、先進医療費助成金を県へ申請し、届いた助成金交付決定通知書を持参ください。
⑧高額療養費、付加給付金、他法公費負担等給付がある場合は、それぞれの決定通知書
⑨夫および妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書
（市の公簿等で確認できる場合は不要）
⑩委任状、印鑑（申請者と振込先の口座名義人が異なる場合のみ）
⑪事実婚関係に関する申立書（事実婚関係の場合のみ）

**申請期限：不妊治療終了日の翌日から起算して１年以内**

**治療終了日とは、治療計画の作成日から、妊娠判定日（または今回の不妊治療の中止の判断をした日）等を指します。**
**また、一般不妊治療と生殖補助医療は別々の証明書になります。申請期限は各証明書の終了日から１年以内です。**

**※県へ助成金を申請する場合は、市への申請期限に間に合うよう、申請をお急ぎください。**

問い合わせ：牧之原市健康推進課　（TEL）0548-23-0027